

横浜市立若葉台中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月24日策定

平成30年2月28日改訂

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

② いじめ防止等に向けた若葉台中学校の基本理念

（横浜市いじめ防止基本方針「いじめの防止等の対策に関する基本理念」に則る）

「いじめの防止等の対策に関する基本理念」（横浜市いじめ防止基本方針より）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場があれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

いじめを防止するための若葉台中学校の基本となる方向性を次の通りに示します。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件として認識します。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、学校を取り巻く広い地域社会、生活環境において真剣に取り組んでいく必要があります。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域住民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互的に協力し、活動します。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる学校や集団を築いていく推進者であることを自覚し、いじめを絶対に許さない子ども社会の実現に努める姿勢を育てていきます。

(基本方針)

- ① いじめを発生させない学校風土を築きます。
 - ・生徒一人ひとりが安心して過ごせるように、お互いにそのよさを認め合い、助け合う姿勢を養います。
 - ・いじめをしない、させない、認めない心を持った子どもを育みます。
- ② いじめの早期発見、早期対応に努めます。
 - ・生徒一人ひとりに対する相談活動を充実させ、常に子どもの気持ちに寄り添った教育活動を行います。
- ③ いじめ発生に対しては、その解決に向けて丁寧に対応します。
 - ・被害者の気持ちに寄り添い、安心して学校に登校できるような対応を行います。
 - ・加害者の事情や心情を読み取り、再発防止に向けて継続的に指導し、支援に当たります。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

校長、副校長、生徒指導専任教諭、養護教諭、教務主任、各学年主任

*必要に応じて、心理や福祉等の専門家や旭警察署をはじめとする関係諸機関との連携を行います。

②委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成、保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動の、児童生徒及び保護者への周知。

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの発生を未然防止するための取組

- ・全ての教育活動において、以下のことを意識的に盛り込み、計画および実施をすることで、いじめを起こしにくい学校風土を築きます。
 - 「子どもの自己有用感の獲得」…他者から認められる、役に立つ、感謝される、自信をもつ
 - 「健全な社会性の育成」…他者を認める、我慢できる、協力できる、他者を攻撃しない
 - 「子どもが安心していられる居場所づくり」…発言できる、失敗できる
- ・学校行事では、子どもが主体的に活動でき、体験活動をとおして他者と協力する姿勢を伸ばします。※学校行事：校外行事（1年遠足、2年自然教室、3年修学旅行）、体育祭、合唱コンクールなど
- ・学級活動、生徒会活動、部活動などの特別活動では、子どもたちの自主的な活動を引き出し、主体的に判断する力や自治能力を高めます。
- ・基礎的な学力を身につけるため、わかりやすい授業づくりに努めます。
- ・人権意識を高めるため、道徳の授業の充実や、関係機関と連携した講演会などを実施します。

② いじめの発生を早期に発見するための取組

- ・教育相談（4、8月）を行い、子ども一人ひとりの思いや悩みを受け止め、解決にむけて丁寧に対応します。
- ・学校生活に関するアンケートを実施し、いじめにつながる事案の把握に努めます。（教育相談前および12月）
- ・家庭訪問等（4月）や保護者面談（7、12月、その他必要に応じて）を実施し、家庭との連携を充実させます。
- ・日頃から職員間での情報交換を密に行い、子どもの状況を常に意識した活動に努めます。

③ いじめに対する措置

- いじめ防止対策委員会において、以下の点に留意しながら調査を行い、方針を決定し、指導を行います。
- ・被害生徒や情報を伝えてくれた子どもの安全を確保し、安心して学校に登校できる環境を整えます。

- ・被害生徒や保護者の心情に沿った面談を行い、意向を十分に配慮して対応していきます。
- ・暴力等の犯罪にあたると認められる行為や、被害生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報し、被害生徒の安全を確保します。また、被害生徒の意向に配慮しながら警察と相談を行い、連携して支援にあたります。
- ・加害生徒に対しては、事情や心情を十分に聴取し、再発防止に向けて継続的な指導、支援にあたります。

これらの対応については、保護者との連携をはじめとして、必要に応じて様々な人や関係機関との連携をして取り組みます。

④ いじめの解消（「横浜市いじめ防止基本方針」に則る）

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※いじめが「解消している」状態であると把握した後も、再発防止のため、注意深く関係児童生徒を見守り、支援していきます。

⑤ 職員の研修

- ・子どもの心に寄り添った相談ができるよう、職員の研修に努めます。（4、8月、その他必要に応じて）
- ・学力の向上に向け、教員の指導力を高めるために、重点課題を持ちながら、互いの授業を見合う「授業改善研修」を行います。
- ・横浜市教育委員会主催の研修会などに参加し、最新の情報収集に努めます。

⑥ 学校運営協議会等の活用

- ・学校運営協議会、青少年健全育成委員会、地区懇談会等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者・地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

⑦ 取組の年間計画 (おもな取組を挙げています。)

月	活動計画	月	活動計画	月	活動計画
4	生徒理解研修会 いじめ防止対策委員会 (組織・年間計画・いじめの 定義等の確認) 教育相談 家庭訪問	8	児童生徒理解研修会 教育相談 横浜こども会議 学校運営協議会②	12	人権週間、いじめ防止月間の取 組、いじめ解決一斉キャンペ ーン (アンケート・面談等) 個人面談 学校運営協議会③
5	校外学習	9	体育祭	1	
6	校外学習 学校運営協議会① 青少年健全育成委員会①	10	合唱コンクール 地区懇談会	2	新入生保護者説明会 学校運営協議会④ 青少年健全育成委員会②
7	個人面談 人権作文 横浜こども会議 (小中合同)	11	授業改善研修 (授業観察および討議)	3	年間の取組の振り返り 生徒情報交換 新年度への引継ぎ

4. 重大事態への対処

【重大事態の定義】 (横浜市いじめ防止基本方針より)

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

- ・重大事態が発生した際は、直ちに横浜市教育委員会に報告し、連携をとって対応します。
- ・被害生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告します。

5 いじめ防止対策の点検・見直し (横浜市いじめ防止基本方針に則る)

- ・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う (P D C Aサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。
- ・必要があると認められるときは、この基本方針の見直しを行い、改めて公表する。